

関西医科大学学位規程大学院医学研究科施行細則

(目的)

第1条 この細則は、関西医科大学学位規程（以下「学位規程」という。）に基づき、関西医科大学大学院医学研究科における学位論文申請及び審査について、必要な事項を定める。

(学位論文の提出)

第2条 学位規程第3条第2項の規定により、修士（医科学）の学位を得ようとする者（以下「修士」という。）は、次の各号に掲げる書類に所定の学位論文審査料を添え、主指導教員の認印を受けた上で大学院医学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 学位申請書 1通
- (2) 学位論文（主論文） 6部
- (3) 履歴書 6通
- (4) 論文要旨 6部
- (5) 誓約書 1通
- (6) 前各号に掲げる書類のほか、本学が必要とする書類

2 学位規程第3条第2項の規定により、博士（医学）の学位を得ようとする者（以下「課程博士」という。）は、次の各号に掲げる書類に所定の学位論文審査料を添え、指導教授又は紹介教授の認印を受けた上で研究科長に提出しなければならない。

- (1) 学位申請書 1通
- (2) 学位論文（主論文） 6部
- (3) 単位修得証明書（又は単位修得見込証明書） 1通
- (4) 戸籍抄本 1通
- (5) 参考論文 各6部
- (6) 履歴書 6通
- (7) 論文目録 6部
- (8) 論文要旨 6部
- (9) 履歴書・論文目録・論文要旨の電子データ
- (10) 主論文の電子データ（学位授与から1年以内に全文公開可能なもの）
- (11) 博士学位論文全文のインターネット公表確認書 1通
- (12) 誓約書 1通

(13) 共著者の同意・誓約書（ただし、単著の場合は除く。）

3 学位規程第3条第3項の規定により、博士（医学）の学位を得ようとする者（以下「論文博士」という。）は、次の各号に掲げる書類に所定の学位論文審査料を添え、指導教授又は紹介教授の認印を受けた上で研究科長に提出しなければならない。

(1) 学位申請書 1通

(2) 学位論文（主論文） 6部

(3) 戸籍抄本 1通

(4) 参考論文 各6部

(5) 履歴書 6通

(6) 論文目録 6部

(7) 論文要旨 6部

(8) 最終学校の卒業証明書（本学出身者は不要） 1通

(9) 履歴書・論文目録・論文要旨の電子データ

(10) 主論文の電子データ（学位授与から1年以内に全文公開可能なもの）

(11) 博士学位論文全文のインターネット公表確認書 1通

(12) 誓約書 1通

(13) 共著者の同意・誓約書（ただし、単著の場合は除く。）

4 第2項第2号及び前項第2号に定める主論文が出版前の場合は、専門学術雑誌等に掲載が認められたことが明らかな書類を6部提出するものとする。

5 大学院の課程を経ずして学位論文の申請を行う者は、第3項に定められた書類に加え、論文博士語学試験合格通知書を添付するものとする。

6 学位申請が可能な主論文及び参考論文の基準は別に定める。

（審査）

第3条 学位論文の審査は、学位規程第6条に基づく審査委員会が行う。

2 審査委員会は、大学院医学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）において選出された3名の審査委員（内1名は主査）をもって組織する。

3 審査委員会が行う審査、試験及び試問は、学位規程第7条に基づき実施する。

4 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び試問が終了したときは、論文内容の要旨、審査結果の要旨、試験及び試問の成績に博士の学位授与に値するかどうかの意見書を添え、研究科委員会に報告しなければならない。

5 第2項に規定する審査委員に関することは、別に定める。

(投稿段階での学位論文申請)

第 4 条 次条第 2 項に該当する者は、第 2 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項第 2 号に定める主論文が専門学術雑誌等に掲載受理される前であっても、当該雑誌等に投稿したことが明らかとなる書類を提出すれば学位論文申請ができるものとする。

2 前項により、博士（医学）の学位を得ようとする者は、次の各号に掲げる書類に所定の学位論文審査料を添え、指導教授又は紹介教授の認印を受けた上で研究科長に提出しなければならない。

(1) 第 2 条第 2 項各号に掲げる書類。ただし、同条同項第 10 号及び第 11 号の書類を除く。

(2) 主論文の電子データ（読みやすく体裁を整えたもの）

(3) 専門学術雑誌等に投稿したことが明らかとなる書類 6 部

3 前項の学位論文の審査は、前条第 1 項、第 2 項及び第 3 項により実施する。

4 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び試問が終了したときは、論文内容の要旨、審査結果の要旨、試験及び試問の成績に学位授与に値するかどうかの意見書を作成しなければならない。

5 審査委員会による研究科委員会への報告は、審査した論文が専門学術雑誌等に掲載受理されたことが明らかになっていなければならない。掲載受理されたときは、次の各号に掲げる書類を速やかに研究科長に提出しなければならない。

(1) 専門学術雑誌等に掲載が認められたことが明らかとなる書類 6 部

(2) 主論文の電子データ（専門学術雑誌等に掲載が認められたもの及び学位授与から 1 年以内に全文公開可能なもの）

(3) 博士学位論文全文のインターネット公表確認書 1 通

(4) 前各号に掲げる書類のほか、掲載受理されたことに伴い差し替えが必要となる論文目録等 各 6 部

6 審査委員会は、前項により提出された論文を精査のうえ、第 3 項により審査した結果に異論がなければ、研究科委員会に審査結果を報告しなければならない。審査した結果と著しく異なる場合は、審査委員会は、既に実施した審査を無効にすることができる。

7 学位規程第 8 条の規定に関わらず、第 1 項に定める学位論文申請から前項の研究科委員会での報告までは、18 ヶ月以内に終えなければならない。

(課程博士の特記事項)

第 5 条 課程博士は、大学院入学から 8 年の間に学位授与を完了しなければならない。ただし、研究科長及び学長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。また、休学期間はこ

の8年に算入しないものとする。

- 2 前項の期間に学位授与を完了しない場合は、論文博士となる。ただし、この場合の学位論文の審査は、学位規程第7条第2項に定める試問を省略することができる。
- 3 課程博士の学位の合否判定は、大学院入学から8年目の3月度研究科委員会で終えなければならない。このため、学位申請は8年目の1月末までに完了することが望ましい。

(論文の審査料等)

第6条 学位申請書に添えて提出する審査料、審査手数料及び予備調査料は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 修士及び課程博士

審査手数料	20,000円
-------	---------

(2) 論文博士

	一般	本学に在学中 の専攻生	本学に勤務中の職員 (病院助教・医員・任期付助教(専攻医) ・医療技術職・教務職を含む。)
審査料	100,000円	50,000円	30,000円
審査手数料	20,000円	20,000円	20,000円
予備調査料	20,000～100,000円	0円	0円
計	140,000～220,000円	70,000円	50,000円

2 本学で在学又は勤務した経歴を有する者の論文博士の審査料及び審査手数料については、前項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

- (1) 過去に通算5年以上の期間、助教以上又は病院助教、医員、任期付助教(専攻医)、医療技術職、教務職として勤務していた場合は、専攻生扱とする。(計70,000円)
- (2) 過去に通算5年未満の期間、助教以上又は病院助教、医員、任期付助教(専攻医)、医療技術職、教務職として勤務していた場合は、予備調査料を除き、一般扱とする。(計120,000円)
- (3) 専攻生で在学期間が4年未満の場合は、予備調査料を除き一般扱とする。(計120,000円)
- (4) 嘱託医員A、嘱託医員B、非常勤講師、非常勤嘱託、無給研究医員として在籍していた期間は勤務とはみなさない。(一般扱 計140,000円～220,000円とする。)

3 第1項第2号の一般区分に規定する予備調査料は、審査料及び審査手数料に加えて徴収するものとし、その額は学歴に応じて次のとおりとする。

学 歴	研究場所	予備調査料	合 計
外国の大学卒業	外国で研究	100,000 円	220,000 円
医学部以外の学歴	他大学で研究	70,000 円	190,000 円
本学以外の医学部卒業	他大学で研究	50,000 円	170,000 円
本学卒業	他大学で研究	20,000 円	140,000 円

(学位授与日)

第 7 条 修士及び論文博士の学位授与日は、学位論文が研究科委員会において判定を受けた後の直近の学位記授与式実施日とする。

2 前項において、修士課程の者が大学院医学研究科長期履修制度に関する内規の適用を受けた場合の学位授与日は、3年次の3月度研究科委員会において学位論文の判定を受けた日の翌日とする。

3 課程博士の学位授与日は、所定の単位を修得した者で研究科委員会において学位論文の判定を受けた場合は、判定を受けた日の翌日とする。

4 前項において、関西医科大学大学院学則第 22 条第 3 項に定める 3 年次で所定の単位を修得した者への学位の授与日は、3 年次の年度最終日とする。

5 第 3 項において、大学院医学研究科長期履修制度に関する内規の適用を受けた場合の学位授与日は、5 年次の 3 月度研究科委員会において学位論文の判定を受けた日の翌日とする。

(論文博士)

第 8 条 学位規程第 3 条第 3 項により博士の学位の授与を受けようとする者の資格は、本学が実施する論文博士語学試験に合格し、次条に定める研究歴を有する者とする。

(論文博士の研究歴)

第 9 条 大学院の課程を経ずして論文を提出して博士の学位の授与を受けようとする者は、前条の資格に加え、次に定める研究歴年数を有する者とする。

区 分	1	2	3	4
	大学において医学の課程を修めた者	大学において歯学、修業年限 6 年の獣医学又は薬学の課程を修めた者	医学・歯学、修業年限 6 年の獣医学又は薬学以外の大学を卒業した者又は学位授与機構から学士の学位を授与された者	その他の者
基礎学科	5 年以上	6 年以上	7 年以上	9 年以上
臨床学科	6 年以上	7 年以上	8 年以上	10 年以上

2 前項の表区分 3 及び 4 に該当する者においても、本学において研究に従事した者の研究歴の期間については、その者の経歴を考慮し、大学院医学研究科教務委員会（以下「大学院教務委員会」という。）が各人ごとに定めるものとする。ただし、この場合基礎学科においては 6 年、臨床学科においては 7 年に満たない期間を定めることはできない。

3 研究歴が基礎及び臨床の両方にわたる場合には、次の各号に掲げる方法によりその年数を算出する。ただし、実地修練及び卒後臨床研修（前期）の期間は、研究歴年数に含めない。

(1) 基礎社会系研究分野を経て論文を提出する場合

基礎研究年数に臨床研究年数の 6 分の 5 を加える。

(2) 臨床系研究分野を経て論文を提出する場合

臨床研究年数に基礎研究年数の 6 分の 5 を加える。

4 第 1 項表区分 4 は区分 1、2 及び 3 に該当しないが、特に学位を授与するに相応しい学術上の研究成果を収めた者について、大学院教務委員会で審査し、研究科委員会の議を経て、学長が当否を定めるものとする。

(研究歴が認められた者の学位申請)

第 10 条 前条の研究歴とは、大学又は研究科委員会が認めた機関において研究に従事した年数とする。

2 前項において研究歴が認められた者が学位申請する場合、本学専攻生として2年以上在籍しなければならない。ただし、助教以上又は病院助教、医員、任期付助教（専攻医）の期間を専攻生とみなすことができる。

（細則の改廃）

第 11 条 本細則の改廃は、研究科長が研究科委員会の議を経て学長へ報告し、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

（略）

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。